

令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託

仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和 6 年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行場所)

第 2 条 本委託の業務履行場所は、川崎市宮前区鷺沼 3 丁目ほか（鷺沼駅周辺）（「別紙」参照）とする。

(業務目的)

第 3 条 鷺沼駅周辺は、本市の地域生活拠点として位置づけられているが、狭小な交通広場や駅周辺の低未利用地の点在によるまちの賑わいの喪失、駅前の商業空間はバスロータリーや道路で分断され、憩える場所や待合スペースなどの交流機能が不足しているなどの課題があることから、再開発事業による大街区化とともに、駅を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能集積、及び、交通広場などの交通結節機能の強化を図ることとしている。また、本市では、再開発の機会を捉えて宮前区全体の将来を見据えた取組を進めるため、平成 31（2019）年 3 月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、様々な取組を進めている。

国土交通省では、交通結節点や周辺の施設を、それぞれ個別にではなく、駅・駅前広場・周辺市街地を一体的にとらえた「駅まち空間」を創出する一助とすべく、『駅まちデザインの手引き』を策定し、駅まち空間が備えているポテンシャルを最大限効果的に発揮できるようデザインすることを推進している。鷺沼駅周辺においては、拡充した駅前広場の積極的な活用等、魅力的な駅まち空間の創出に向けた検討を進めているところである。

また、平成 27（2015）年に本市と東急(株)が締結した包括連携協定の取組の一環として、令和 4（2022）年度以降、道路等の公共空間を活用した鷺沼エリアの更なる活性化に向けて、川崎市、東急、さぎ沼商店会の 3 者が連携し、鷺沼駅周辺エリアを周遊しながら楽しめるイベント「さぎ沼まつり」を開催してきた。

本業務は、川崎市制 100 周年記念事業の基本理念である「市制 100 周年という歴史的な契機を、未来に向けた活力ある「あたらしい川崎」を生み出していく新たなスタートラインとする」ことを表現した取組を推進するため、鷺沼駅周辺地区において、まちの賑わいや地域への愛着を向上させるとともに、これからの 100 年を見据え、再開発完了後も

続いていくまちづくりに対する地元住民等の機運の醸成を図っていくための実証実験を実施し、市民意見を把握しながら、今後の駅前広場の有効活用や持続可能な運営体制に向けた検討や課題整理を委託するものである。

（業務内容）

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）業務計画書の作成

業務目的を踏まえ、業務全体の方針、検討の進め方、実証実験の開催を含めたスケジュール、組織体制等を含む業務計画書を作成し、甲の承認を受けること。

（2）実証実験の実施

○実証実験の提案

- ・魅力的な駅まち空間の実現に向け、拡充した駅前広場の積極的な活用や、居心地のいい滞留空間の創出等につながる実証実験を提案すること。提案にあたっては、持続性を確保するため提案内容に適した地域の人材の発掘及び地域の協力を得ながらイベントを行うことも検討すること。
- ・再開発事業により駅前に新たに整備される公共機能の魅力を発信するものにする。

○実証実験の運営

- ・実証実験においては、滞留や賑わいの基点となるオープンカフェなど（建築基準法の建築物としない施設。）を設置することとし、その他必要な資材や什器について、調達や設営などを行うものとする。なお、実証実験実施に係る広報、誘導員の手配や必要な手続き等も行うこととする。

○課題の抽出・整理

- ・歩行者や滞在者に対してアンケートを実施し、賑わいの創出や空間の課題、ニーズ等を抽出・整理する。

○実施時期

- ・実証実験の実施時期は令和7年2月に行うものとし、2日間の実施を基本とする。
- ・回数や時期等に変更が生じる場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（3）本市事業との連携

実証実験中に「全国都市緑化かわさきフェア」のPRを行う。

具体的なPRについては甲と協議の上決定する。

（4）打ち合わせ協議

業務の実施にあたり、甲との打合せを行うこと。打合せは業務着手時、中間時（2回程度）、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

(5) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(契約期間)

第5条 契約締結日から令和7年3月14日まで

(業務の進め方)

第6条 乙は本業務を実施するにあたり、甲の意図目的を理解し、適切な人員を配置し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。また、乙は、本事業を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項は、甲の指示に従うものとする。

(業務実施体制等)

第7条 乙は、関係法規、規則等諸法令を遵守するとともに、甲と常に緊密に連絡を取り、本業務を遂行すること。また、乙は、担当者に、本業務遂行に必要な専門的知見及び類似業務に関する豊富な経験・実績を有する人員を配置すること。

(成果品)

第8条 乙は、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。

なお、電子データの仕様等にあたっては、甲と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書1部
- (2) その他、本業務関連し作成した資料 一式
- (3) 電子データ 一式
- (4) その他発注者が指定したもの

(秘密の保持)

第9条 秘密保持及び個人情報の適正な維持管理

- (1) 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (2) 業務遂行上、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、棄損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- (3) 甲が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、甲の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 乙が保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に個人情報、秘密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における発注者の検査終了後すべて消去す

ること。また、契約が解除された場合は、解除後すみやかに消去すること。

（成果品等の帰属）

第10条 著作権及び肖像権については次のとおりとする。

- （1）成果品の著作権は、甲に帰属する。また、乙は、著作物（成果品）を変更、翻訳等を行う権利及び著作物を他の資料に利用する権利を、甲に譲渡する。
- （2）成果品に使用される素材等について、著作権等その他の権利関係の処理を済ませた上で、納品すること。

（貸与資料）

第11条 甲は、本業務に必要と認められる関係資料等を乙に貸与するものとするが、乙は、その資料について、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し、慎重に取り扱うものとする。また、本業務の完了後それらを直ちに返却しなければならない。

（契約締結後の提出書類）

第12条 本業務の実施にあたって受注者は、契約締結の日から7日以内に次の書類を甲に対して提出すること。

- （1）業務実施計画書
- （2）業務工程表
- （3）委託業務着手届
- （4）委託業務代理人・技術者届
- （5）組織表
- （6）技術者履歴書
- （7）その他必要な書類

（業務完了後の提出書類）

第13条 本業務を完了した時は、速やかに甲に次の書類を提出すること。

- （1）委託業務完了届
- （2）請求書
- （3）その他必要な書類

（損害及び危害）

第14条 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(報告の義務)

第15条 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(疑義)

第16条 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

令和6年度 鷺沼駅周辺における駅まち空間活用業務委託 履行場所

